

(別紙3) 任意免除および本会会長による職権免除

「緊急小口資金等の特例貸付に係る貸付金償還免除規程」により、任意免除等が可能となる状況については、以下のとおり。

パターン	償還未済額	償還計画額の残額	内容
ケース1	○	○	第2-1-1-①生活保護 第2-1-1-②重度障害者 第2-1-2-①死亡 第2-1-2-②失踪宣告 第2-1-3-①自己破産等 第2-1-3-②12月以上滞納・住所不明 第2-1-3-③12月以上滞納・償還見込なし
ケース2	○	×	第2-1-1-③12月以上未済・未済額の増加・非課税同等 第2-1-3-④期限到来後2年連続非課税 第2-1-3-⑤時効完成
ケース3	任意		第2-1-3-⑥自然災害 GL 債務整理

※上記表の「○」は償還免除の対象となる場合をいう。